

# 令和8年度 事業計画書



みよし社協キャラクター「福ろう」

## 目 次

事業方針	1
重点目標	2
具体的事業計画	
1. 法人運営の取り組み	
組織体制を強化する取り組み	3
財政を健全化する取り組み	3
役職員を育成する取り組み	4
その他	4
2. 地域福祉事業	
生活支援体制整備事業	5
三次市生活サポート事業	5
はるかぜネット事業	6
ふれあい・いきいきサロン事業	6
地区社協活動支援事業	6
地区社協活動助成事業	7
ボランティアセンター事業	7
被災者生活サポートボラネット事業	7
福祉教育活動推進事業	7
3. 権利擁護などの相談と支援	
ふれあい福祉相談事業	8
権利擁護センターもみじ	8
生活福祉資金貸付相談事業	10
民生資金貸付事業	10
生活サポートセンター事業	10
老人介護支援センターの運営	11
民生委員児童委員活動との連携	12
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	12
社会福祉団体の支援	12
4. 福祉サービス事業	
居宅介護支援事業	13
訪問介護事業	13
地域密着型通所介護事業	13
介護老人福祉施設	14

短期入所生活介護事業	1 4
要介護認定訪問調査	1 4
居宅介護事業	1 4
同行援護事業	1 5
重度訪問介護事業	1 5
「食」の自立支援事業	1 5
軽度生活援助事業	1 5
認知症高齢者生活援助事業	1 6
移動支援事業	1 6
産前・産後ヘルパー派遣事業	1 6
家族介護者交流事業	1 6
5. 地域包括支援センター事業	
総合相談事業	1 5
権利擁護事業	1 7
包括的・継続的ケアマネジメント	1 7
認知症対策	1 8
指定介護予防支援事業	1 8
6. 障害者支援センター事業	
基幹相談支援センター事業	1 9
総合相談支援	2 0
障害支援区分認定調査	2 0
相談支援事業	2 0
7. 地域生活支援（障害者自立支援）事業	
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業	2 1
点字・声の広報等発行事業	2 1
手話・点訳・要約筆記・朗読ボランティア養成事業	2 1
8. 各種福祉サービス	
福祉用具短期貸出	2 1
甲奴健康づくりセンター（ゆげんき）の業務運営	2 1
9. 三次市指定管理施設の管理運営	
三次市指定管理施設の管理運営	2 2
1 0. 福祉サービス苦情解決体制	
福祉サービス苦情処理	2 3
1 1. 日本赤十字事業への協力	
日本赤十字事業	2 3
1 2. 共同募金事業への協力	
共同募金事業	2 3

## <事業方針>

わが国では少子高齢化・人口減少が急速に進む中、地域生活課題は多様化・複雑化しており、さらに物価高騰や地域交通など福祉分野を越えてさまざまな地域生活課題が広がっています。

この傾向は三次市においても同様であり、また、自治会等の加入率低下や地域福祉の担い手不足等、周辺部の交通環境、地域における支え合い機能の脆弱化など、人口流出や地域性に起因するさまざまな課題が顕在化し、地域共生社会をめざした包括的な支援体制の構築が急がれています。

こうした状況を踏まえ、福祉のまちづくりに取り組んできた社会福祉協議会では、これまでに培ってきた専門性を生かし、包括的な相談支援体制の整備を進め、地域住民や多様な機関・団体等との協働により、より一層地域福祉の推進に努めなければなりません。

法人運営部門においては、法令順守の徹底と経営体制の強化を図りながら、各事業を適切に進めます。その中心となる職員の育成・資質向上を図るとともに、働きやすい職場環境の整備、職員が能力を発揮し働きがいを持てる環境づくりを進めます。また、最低賃金の上昇や物価高騰のなか、経費の見直しと財源確保、事業の見直し等経営上の課題に取り組み、限られた財源であっても自主的で健全な経営をめざし、組織体制づくりと効率的な運営に引き続き取り組んでいきます。

地域福祉部門においては、『すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり』を基本理念とした第6次地域福祉活動計画をもとに活動目標に掲げた事業を地域と協働しながら取り組むとともに、計画の進捗及び評価にも取り組んでいきます。

生活支援部門においては、成年後見制度の中核機関として地域へ周知を図るとともに利用推進へ取り組みます。また、法人内部での連携強化を進めることで複合的な生活課題の解決に向けた相談支援を進めていきます。

介護事業部門においては、課長会議や係長・管理者会議の開催等により社会情勢や数値に基づいた現状の分析をおこない、その結果をもととした改善策を実施及び検証を行い、事業の休止や廃止も含め、将来を見据えた事業展開に取り組みます。

地域包括支援センターにおいては、国や市が示す評価指標に基づき、業務の現状を明らかにするとともに、効果的かつ効率的に事業推進に取り組みます。また、チームアプローチと専門職の専門性の発揮し得る体制を整備し、対応力の向上を図り、相談機能の強化や地域ケア会議の充実、権利擁護の推進、認知症へのサポートの充実を図ります。

障害者支援センターにおいては、地域の障害者支援の中核的機関として、障害者や家族からの相談対応や障害福祉サービスの利用支援、支援機関への助言や連携強化を図ります。

令和8年度においても、「すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり」の実現のために、危機意識と改革意欲を持ち、全職員一丸となり、次の重点目標を定め、事業を進めて行きます。

## <重点目標>

### 1 「三次市社協地域福祉活動計画」の推進

活動計画の基本理念である「すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり」の実現に向けて、4つの重点目標の達成に向けて、地域住民、関係機関及び関係団体と協働・連携し、行動計画に取り組みます。

### 2 地域包括ケアシステムの構築

組織・機構の見直しによる相談・支援事業の協働による事業推進、それに伴う運営組織や人員体制の検討・協議を進め、包括的・重層的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

### 3 中長期的な財政の健全化

法人運営を安定的・持続的なものとなるように、指定管理施設の運営や受託金、補助金の方向性について市と協議交渉を行い、また各種法改正や制度改革に対応しながら、中長期的な視野で財政の健全化に取り組みます。

### 4 介護事業のサービスの質向上、効率的な事業運営の推進

介護事業については、引き続き感染症対策に留意し、地域から信頼されるようサービスの質の向上に努めます。また、高齢者人口の減少や介護人材が慢性的に不足する中、収支のバランスを見ながら効率的な事業運営に取り組みます。

## <具体的事業計画>

### 1 法人運営の取り組み

法令順守の徹底と経営体制の強化を図りながら、各事業を適切に進めます。その中心となる職員の育成・資質向上を図るとともに、職員が能力を発揮し働きがいを持てる環境づくりを進めます。また、経費の見直しと財源確保、委託事業等の見直し等、健全な経営をめざし、組織体制づくりと効率的な運営に取り組んでいきます。

事業	内容	実施時期等
組織体制を強化する取り組み	<p>【法人運営体制の強化】</p> <p>理事会、評議員会をはじめ、必要に応じて総務部会、地域福祉部会を開催し協議を行います。また、各部門間で縦断的に経営方針の共有を図るとともに、組織内連携・職員間連携を強化し、一貫した運営に取り組めます。</p> <p>① 理事会（定例）            ② 評議員会（定例）            ③ 監事会（定例）            ④ 正副会長会議            ⑤ 総務部会・地域福祉部会            ⑥ 課長・センター長会議（運営検討会議）            ⑦ 役職会議            ⑧ 管理者会議            ⑨ 各課・各部門の担当者会議            ⑩ 各部署で定例ミーティング</p>	<p>①6・11・3月            ②6・3月            ③5・11月            ④毎月            ⑤随時            ⑥毎月            ⑦随時            ⑧随時            ⑨定期            ⑩定期</p>
財政を健全化する取り組み	<p>【財政を健全化する取り組み】</p> <p>人口減少や社会環境の変化の中で、厳しい経営環境に対応した社協の財政基盤の改善と強化を引き続き進めます。</p> <p>① 介護サービス事業の評価と見直し、また事</p>	<p>①通年</p>

	<p>業の効率的な運営</p> <p>② 経費の節減、事務業務の合理化・効率化</p> <p>③ 中長期的展望による財政健全化</p> <p>【財源を確保する取り組み】</p> <p>将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会員制度の周知を図るとともに、介護事業所の積極的な加算取得や資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図ります。</p> <p>① 加算取得に向けた検討・実施</p> <p>② 広報活動の推進（広報誌、HP、SNS等）</p> <p>③ 社協会員募集の推進</p>	<p>② 通年</p> <p>③ 通年</p> <p>① 通年</p> <p>② 通年</p> <p>③ 6～8月</p>
役職員を育成する取り組み	<p>【役職員の研修】</p> <p>変化する社会情勢や社会環境に合った柔軟で迅速な法人運営や事業実施が推進できるよう、役職員の資質の向上のため、積極的な研修参加に取り組みます。</p> <p>① 県社協等法人外研修への積極的な参加</p> <p>② 法人内研修の実施</p> <p>③ 資格取得の推進、専門性の強化</p> <p>④ 面談等を通じた職員の自立的な成長促進</p>	<p>① 随時</p> <p>② 随時</p> <p>③ 通年</p> <p>④ 通年</p>
その他	<p>事業経営を安定、継続して実施するために、以下のことに取り組みます。</p> <p>① 三次市との連携の強化</p> <p>② 介護人材の確保</p> <p>③ 市内の団体や法人との連携、情報交換</p> <p>④ 情報公開の適確な実施、透明性</p> <p>⑤ 法令順守の一層の強化</p> <p>⑥ 衛生委員会の開催</p>	<p>① 通年</p> <p>② 通年</p> <p>③ 通年</p> <p>④ 通年</p> <p>⑤ 通年</p> <p>⑥ 毎月</p>

## 2 地域福祉事業

「第6次地域福祉活動計画」の目標である「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に向けて、市民や関係団体との協働により引き続き取り組みます。

事業	内容	実施時期等
生活支援体制整備事業（市受託）	<p>高齢者が地域のつながりの中で互いに支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを目指します。地域の皆さんとともに、身近な困りごとや生活課題を共有し、解決に向けた地域づくりを進めていきます。</p> <p>① 他機関と連携し、地域の実態把握・情報整理・課題分析の更新（市内19地域）</p> <p>② 地域資源の見える化の取組</p> <p>③ 協議体、地域ケア会議に参画し、住民主体の活動や住民ネットワークの構築（協議体：地域の福祉について考え、取り組みについて話し合う場）</p> <p>④ 高齢者の生活を支える地域活動の担い手の育成</p> <p>⑤ 地域住民の通いの場、地域づくりの場としての元気サロンの開設支援（現：74か所）</p> <p>⑥ 多世代交流及び住民同士が出会い、学びあうことができる多様な場や居場所づくり</p> <p>⑦ 三次市地域包括ケア推進連絡会議への出席と協働</p>	<p>① 通年</p> <p>② 通年</p> <p>③ 通年</p> <p>④ 通年</p> <p>⑤ 80か所</p> <p>⑥ 通年</p> <p>⑦ 通年</p>
三次市生活サポート事業（市受託）	<p>介護保険の要支援1・2の方に対し、地域住民による生活支援の有償ボランティア活動が活用できるよう、関係機関と連携して利用調整を行い、地域の中でお互いに助け合える関係づくりを推進します。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 有償のボランティア活動の調整</li> <li>② 生活支援サポーター養成講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通年</li> <li>② 年 2 回</li> </ul>
はるかぜネット事業	<p>利用者の家事や買い物などの生活の中の困りごとを住民の互助による有償ボランティア活動により支援し、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者への有償ボランティア活動の調整</li> <li>② はるかぜ利用者・活動会員の新規加入促進</li> <li>③ はるかぜネットに関する情報発信</li> <li>④ 地域住民への広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通年</li> <li>② 新規 5 人</li> <li>③ 年 2 回</li> <li>④ 通年</li> </ul>
ふれあい・いきいきサロン事業	<p>地域住民（高齢者・障害者・子ども等）が気軽に交流できる場で、地域での孤立を防ぎ、住民同士で見守り・支え合う関係につながるようサロンの運営を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サロンへの活動助成・講師派遣（出前講座）・備品等の貸出</li> <li>② 地域の居場所としてのサロン開設や運営の相談、支援</li> <li>③ サロンの状況を把握し、地域資源としての情報発信</li> <li>④ サロン交流会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通年</li> <li>② 通年</li> <li>③ 通年</li> <li>④ 年 1 回</li> </ul>
地区社協活動支援事業	<p>地区社協連絡協議会において情報交換を行い、地区社協との協働を通じて地域福祉活動の推進に取り組めます。地域の特性や課題、住民からの要望を整理し、各地域の状況に応じた地域福祉活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区社協連絡協議会の開催による情報収集と協議</li> <li>② 地域の特性や課題に合わせた地域福祉活動の支援（企画、提案、共催等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年 2 回</li> <li>② 通年</li> </ul>

<p>地区社協活動 助成事業</p>	<p>身近な地域で福祉活動を行う地区社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の充実と推進体制を強化していきます。</p> <p>① 地区社協活動の支援 ② 地区社協活動助成金の交付</p>	<p>①通年 ②年1回</p>
<p>ボランティア センター事業</p>	<p>ボランティアに関する活動を紹介し、多くの地域住民にボランティア活動に参加してもらえるよう働きかけを行います。また、ボランティアグループの活動支援を行います。</p> <p>① ボランティアの発掘と調整 ② ボランティアに関する情報発信 ③ 「夏のボランティア体験」の実施 ④ ボランティアグループへの活動助成</p>	<p>①通年 ②通年 ③夏休み ④年1回</p>
<p>被災者生活サ ポートボラネ ット事業</p>	<p>災害時には三次市をはじめとする市内の各関係機関・団体等が協力して被災者の生活支援を行います。平時には研修会や訓練を行い、協力団体を増やしていきます。</p> <p>① 被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 ② 被災者生活サポートボラネット研修会の開催 ③ ボランティアセンター運営模擬訓練の開催 ④ 災害対応の資機材の整備 ⑤ 災害ボランティア等研修会への職員の参加 ⑥ 災害発生した他市町災害ボランティアセンターへの職員派遣</p>	<p>①年2回 ②年1回 ③年1回 ④年1回 ⑤年2回 ⑥応援要請時</p>
<p>福祉教育活動 推進事業</p>	<p>学校や地域へ向けて、福祉教育活動推進事業についての説明や情報提供、また福祉教育活動に対する企画提案などの支援をします。</p> <p>地域で多世代が参加でき、お互いの理解や地域</p>	

	<p>の互助活動へつながるような取り組みを関係団体と協働しながらすすめていきます。</p> <p>① 学校や地域に向けての啓発活動</p> <p>② 当事者や地域活動者、地域の関係機関との連携</p> <p>③ 福祉教育活動への助成</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③年1回</p>
--	--	-----------------------------------

### 3 権利擁護などの相談と支援

近年、生活を取り巻く環境の変化で、さまざまな生活課題が発生し「不安」や「悩み事」が増えています。市社協はその相談に対応するため、法人が行う事業や関係機関が行う制度や事業・活動と連携し住民の生活支援を強化していきます。

事業	内容	実施時期等
ふれあい福祉相談事業	<p>地域住民の多様な生活課題について、職員が地域に出向くなど、相談しやすい体制・環境づくりを行い解決につなげる支援を行います。</p> <p>① 心配ごと相談（社協職員）</p> <p>② 法律相談（弁護士）</p> <p>③ 介護・権利擁護相談（社協職員）</p> <p>④ 相談窓口の広報（ケーブルテレビ・音声告知放送、社協だより、チラシ他）</p>	<p>①通年</p> <p>②年3回</p> <p>③通年</p> <p>④通年</p>
権利擁護センターもみじ	<p>【福祉サービス利用援助事業「かけはし」】 （県社協受託）</p> <p>地域住民や関係機関に「かけはし」を広く周知し、支援が必要な方の利用を促進していきます。</p> <p>利用者には「かけはし」だけでなく地域での生活全般にわたるさまざまな援助が必要なことから、他の在宅サービスや近隣互助活動へもつなぎ、金融機関や福祉・医療関係機関との連携を</p>	

	<p>強化していきます。</p> <p>① 福祉サービスの利用支援の相談と調整</p> <p>② 福祉サービス利用援助事業の契約（日常的な金銭管理、通帳・印鑑・証書等の預かり）</p> <p>③ ケア会議の開催</p> <p>④ 地域、関係機関等への「かけはし」事業の周知・啓発、利用促進</p> <p>⑤ 生活支援員の研修参加</p> <p><b>【法人後見事業】</b></p> <p>病気や障害などにより判断能力の不十分な人の財産管理と身上保護について法人後見を受任し、関係機関と連携しながら課題の解決にあたり、成年後見制度の利用を支援します。また、市民後見人の活動を支援する体制を整え、市民後見人バンクの運営により市民参画による権利擁護を推進していきます。</p> <p>① 相談支援</p> <p>② 成年後見制度の申立支援と親族後見人の支援</p> <p>③ 法人後見の受任</p> <p>④ 契約締結審査委員会の開催</p> <p>⑤ 虐待等の相談</p> <p>⑥ 出前講座による職員派遣</p> <p>⑦ 市民後見人養成事業の研修開催（市受託）</p> <p>⑧ 市民・関係者向け権利擁護講演会</p> <p>⑨ 市民後見人バンクの運営と市民後見人の受任</p> <p>⑩ 成年後見制度利用促進事業〔相談・申立支</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>④通年</p> <p>⑤通年</p> <p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>④通年</p> <p>⑤通年</p> <p>⑥通年</p> <p>⑦年3回</p> <p>⑧年1回</p> <p>⑨通年</p> <p>⑩通年</p>
--	---	--

	援、市長申立案件受任ほか〕（市受託） ① 中核機関の設置〔広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人等支援〕（市受託）	① 通年
生活福祉資金貸付相談事業（県社協受託）	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付と必要な相談を行うことにより、経済的自立や生活意欲の高揚を目的としています。失業者を対象とした総合支援資金や対象世帯へ目的に応じた資金貸付・相談を行う福祉資金・教育支援資金、不動産担保型生活資金等の相談を受けていきます。また生活困窮者自立支援制度など他法・他制度の必要な機関と連携を図り、対象者の経済的自立を促す支援を行います。 ① 総合支援資金の貸付相談 ② 福祉資金の貸付相談 ③ 教育支援資金の貸付相談 ④ 不動産担保型生活資金の貸付相談	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年
民生資金貸付事業（独自貸付）	生活困窮者に対する民生資金の相談貸付と債権管理や滞納分の償還督促を行います。 〔貸付限度額：50,000円〕（無利息）	通年
生活サポートセンター事業（生活困窮者自立相談支援事業）	【相談支援事業】 日々の生活に困りごとや不安を抱えている方に対して、ワンストップの相談窓口として相談を受け付け、課題整理を行いその解決に向けて支援します。生活困窮に至る過程には様々な要因があり、初回相談時にはすでに複合的な問題を抱えた相談者が多くあることから、相談者にあった丁寧な相談支援を行います。 ① 積極的な訪問等のアウトリーチによる相談支援	① 通年

	<p>② アセスメント・プランニングによる適切な支援と専門機関等との連携</p> <p>③ コロナ特例貸付の借受人世帯への相談支援</p> <p>【生活困窮者住居確保給付金申請受付】 離職などにより住居を失った方、または失う恐れが高い方に対して、収入を増やす活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給するもので、市と連携して相談及び申請のサポート、受付を行います。</p> <p>【生活困窮者支援を通じた地域づくり】 生活困窮者の早期発見や見守りを行うための関係機関とのネットワークづくりや地域の社会資源について把握します。</p> <p>①地区民協等への参加と相談窓口の周知</p> <p>②関係機関との連絡会議への参加</p> <p>【フードバンク事業】 緊急かつ一時的に食料の確保ができなくなり生命が脅かされる恐れのある個人や世帯に対し、数日分の食料提供を行います。</p> <p>①社会福祉協議会のフードマッチング事業との連携による食料の調達及び食料の提供</p> <p>【生活困窮者自立支援法の改正への対応】 今年度は任意事業が義務化となる法改正が見込まれています。現行の事業も含め、施行後には円滑に対応にできるよう市と準備を進めます。</p>	<p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>通年</p> <p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>① 通年</p> <p>通年</p>
老人介護支援	高齢者福祉に関する専門的な相談や情報提供な	通年

センターの運営	<p>どのほか、居宅介護サービスを受ける高齢者とその介護者などと高齢者福祉事業者との連絡調整、その他援助を総合的に行います。</p>	
民生委員児童委員活動との連携	<p>社会福祉の増進のために活動されている民生委員児童委員と共に、地域住民の生活上の心配ごとや福祉サービスの利用についての相談など、相互連携して地域の福祉活動を推進していきます。</p> <p>① 地域福祉活動の連携</p> <p>② 三次市民生委員児童委員協議会の理事会・地区民児協会議への参加と情報交換</p>	<p>① 通年</p> <p>② 毎月</p>
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	<p>三次市における福祉・介護人材の確保・育成・定着に向け、関係機関と連携して現状の把握や課題分析を行い、福祉・介護人材の確保に取り組みます。</p> <p>① みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会の開催</p> <p>② 職場の魅力発信・啓発活動の実施</p> <p>③ 介護サポーターの広報</p>	<p>① 年 2 回</p> <p>② 年 1 回</p> <p>③ 通年</p>
社会福祉団体の支援	<p>地域福祉活動をすすめるために、社会福祉関係団体の福祉活動を支援します。</p> <p>三次市遺族会連合会、三次市老人クラブ連合会、三次市身体障害者協会、三次市認知症の人と家族の会、県北三次難聴者・中途失聴者協会などと情報交換を図りながら活動を支援します。</p> <p>① 社会福祉団体への活動助成</p> <p>② 社会福祉団体との連絡会議の開催</p> <p>③ 社会福祉団体が開催する行事等への職員への応援派遣</p>	<p>① 年 1 回</p> <p>② 年 1 回</p> <p>③ 通年</p>

	④ 社会福祉団体への情報提供	④ 通年
--	----------------	------

#### 4 福祉サービス事業

##### (1) 介護保険事業

事業間による協働体制に努め、利用者の生活を支える持続可能な介護保険サービス事業を実施します。なお、今後の事業所の体制変更や存続等については、市との協議を進めていくとともに、利用者や家族または地域に丁寧に説明を行っていきます。

事業	内容	実施時期等
居宅介護支援事業	要介護認定を受けた方のケアプランを作成します。利用者が在宅生活を継続できるよう介護保険サービスだけでなくあらゆるサービスを駆使し支援していきます。また、介護全般に関する地域からの相談に対応、助言や制度紹介などを行います。主任介護支援専門員を配置し、中重度者や複雑な課題を抱えている利用者・家族への適切な支援を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。 [実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所]	通年
訪問介護事業	在宅生活を継続するために利用者一人ひとりの生活全般について多職種と連携を図り、利用者に寄り添った適切な援助を行っていきます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
地域密着型通所介護事業	自宅での生活が継続できるよう、住み慣れた地域で少人数のアットホームな雰囲気の中、一人ひとりに合わせた内容を馴染みの職員が提供することによる安心感や満足を得られるようサービス提供を行っていきます。 [実施事業所：デイサービスセンターふの・さく]	通年

	ぎ・みわ]	
介護老人福祉施設	入居者の生活を第一に考え、単調な毎日にならないよう時間の流れを大切にし、一人ひとりのこだわりや思いに寄り添い、穏やかな生活を過ごしていただけるよう介護を行っていきます。 [実施事業所および定員] [特別養護老人ホーム「江水園」：30人]	通年
短期入所生活介護事業	要支援・要介護認定者の短期間入所により、本人の生活を支援していくとともに、介護者の負担軽減も図ります。入所中は一人ひとりの生活を尊重し、機能低下防止も図ります。 [実施事業所および定員] [江水園短期入所生活介護事業所：10人]	通年
要介護認定訪問調査（市受託）	介護認定調査員が自宅または施設内において、要介護者等の心身の状況についての聞き取り調査を行います。 [実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム江水園]	通年

## (2) 障害福祉サービス

障害のある方一人ひとりが地域の一員として、自己選択と自己決定のもとに、安心して自立した生活を送ることができるよう各種の在宅福祉サービスを提供していきます。

事業	内容	実施時期等
居宅介護事業	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行い在宅生活の継続を支援します。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

同行援護事業	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や介護などを行い安心して外出できるように支援します。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
重度訪問介護事業	入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行い、重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方の在宅生活を支えます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

### (3) その他福祉サービス

高齢者や障害児者、産前産後世帯等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内容	実施時期等
「食」の自立支援事業（市受託）	栄養改善が必要な方に、「食」の自立の観点から栄養バランスに配慮した調理、配食サービス（弁当）の提供と配達時の安否確認を行います。 [実施事業所：デイサービスセンターふの・さくぎ]	通年
軽度生活援助事業（市受託）	介護保険対象外の家事援助を必要とする在宅高齢者に日常生活の支援を行い、自立した日常生活の継続と介護予防を図ります。（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物など） [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

認知症高齢者生活援助事業（市受託）	認知症高齢者を介護している世帯で見守り援助を行い、認知症高齢者及び家族の負担を軽減し在宅生活を支えます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
移動支援事業（市受託）	肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障害者、知的障害者、精神障害者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出時の支援を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託）	家事や育児の支援が必要な方のご自宅に訪問し妊産婦の日常生活を支援します。 利用対象：妊婦およびおおむね産後1年未満の産婦の方、家事や育児等において支援が必要とされる方 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
家族介護者交流事業（市受託）	在宅で要介護高齢者を介護している家族の心身のリフレッシュや介護者同士の交流を行い、介護負担の軽減を図ります。	年1回

## 5 地域包括支援センター事業

三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の基本理念に従い、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる、認め合い支え合うまち みよし」を達成するため、次のとおり取り組みます。

事業	内容	実施時期等
総合相談事業	安心して相談できる地域の拠点として、高齢者等に関する多様な相談に応じた支援方法を検討	

	<p>し、適切な機関やサービス、制度の利用につながり等の支援を行います。また、継続支援が必要な場合はケース管理を確実にし、課題解決に向けて取り組みます。</p> <p>① チームアプローチによる相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースカンファレンスの定期開催</li> <li>・ 3職種（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）等で連携した相談対応</li> <li>・ 関係機関との連携</li> </ul> <p>② 地域の実態把握による早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員児童委員協議会定例会や地域のサロン等への参加</li> </ul>	<p>① 通年</p> <p>② 通年</p>
権利擁護事業	<p>認知症等による判断能力の低下や家族関係の変化等、高齢者を取り巻く環境は複雑化している状況があります。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利を護るための支援を行います。</p> <p>① 高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキルアップに関する研修</li> <li>・ コア会議・評価会議に基づく対応とケース管理</li> </ul> <p>② 成年後見制度等の啓発・利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リーフレット等による啓発</li> </ul>	<p>① 通年</p> <p>② 通年</p>
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>さまざまな生活課題を抱える高齢者等が、課題に応じてあらゆる社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築をめざします。</p> <p>① 地域ケア会議の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援型個別ケア会議の開催</li> </ul>	<p>① 通年</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議・専門職会議・個別ケア会議の開催</li> <li>・三次市地域包括ケア推進連絡会議等関係機関との連携</li> </ul> <p>② 地域包括ケア啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これから手帳の活用講座</li> </ul> <p>③ ケアマネジャー（介護支援専門員）の質の向上と連携・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャーの資質向上に関する研修</li> <li>・三次市介護支援専門員連絡協議会等関係機関との連携</li> </ul>	<p>② 通年</p> <p>③ 通年</p>
認知症対策	<p>認知症の人ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、関係機関や地域との連携強化に重点を置いて認知症ケア向上の取り組みを推進します。</p> <p>① 認知症の啓発と認知症相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の広報・啓発</li> <li>・相談内容の課題整理</li> <li>・認知症月間での取組</li> </ul> <p>② 認知症サポーターの養成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座の実施</li> <li>・キャラバン・メイトの活動支援</li> </ul> <p>③ 認知症カフェ（虹色サロン）の立ち上げや運営支援</p> <p>④ チームオレンジの啓発と立ち上げ支援</p> <p>⑤ 認知症対策連絡会議等、関係機関との連携体制の構築</p> <p>⑥ 認知症初期集中支援チームとの連携</p>	<p>① 通年</p> <p>② 通年 年 400 人以上</p> <p>③ 通年</p> <p>④ 3 か所</p> <p>⑤ 年 2 回</p> <p>⑥ 通年</p>
指定介護予防	要支援 1・2 と認定され介護保険サービス等を	

支援事業	<p>希望する人に対し、介護予防プランを作成します。</p> <p>自立支援型個別ケア会議や研修会等を通して、アセスメント力やマネジメント力の向上を図り、高齢者の有する能力に応じて自立に向けた支援に努めます。また、インフォーマルサービスを含めた適切なサービスにつなぐことにより介護予防や重度化防止を図っていきます。</p> <p>実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と連携を図り、公正中立に行います。</p> <p>① 自立支援に向けたケアマネジメントの強化 ② 地域課題や資源の抽出・整理</p> <p>[実施事業所：介護予防プランセンター]</p>	<p>① 通年 ② 通年</p>
------	---	----------------------

## 6 障害者支援センター事業

三次市第3期障害者福祉計画（令和3年度～令和8年度）、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の基本理念に従い、「障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現」をめざし、次のとおり取り組みます。

事業	内容	実施時期等
基幹相談支援センター事業	<p>地域の障害者支援の中核機関として、障害者や家族からの相談対応や成年後見制度の利用支援、支援機関への助言や連携強化を行います。</p> <p>① 市内相談支援事業所の計画相談支援（サービス等利用計画）に関する相談・助言 ② 多職種、多部署によるネットワークの構築 ③ 障害者福祉の理解と啓発と社会課題の把握 ④ 障害者の虐待防止、権利擁護と虐待防止センターの取り組み</p>	<p>① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年</p>

	<p>⑤ 三次市障害者支援協議会及び三次市障害者支援ネットワーク連絡会議の運営</p> <p>⑥ 障害者差別解消に関する普及啓発</p> <p>⑦ 緊急時に支援が見込めない世帯の把握や、登録、地域の体制づくり（地域生活支援拠点等整備事業）</p>	<p>⑤通年</p> <p>⑥通年</p> <p>⑦通年</p>
総合相談支援	<p>障害や生きづらさがある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な在宅サービス、関係機関及び制度利用につなげる等の相談支援事業を実施します。</p> <p>① ソーシャルクラブ、ハートフルサロンの開催や障害児生活訓練事業の実施</p> <p>② ピア・サポーター養成講座の開催やピア・サポート活動の支援</p> <p>③ ボランティア活動の推進と支援</p> <p>④ 家族及び障害者等関係団体の支援</p> <p>⑤ 障害福祉サービスに関する情報発信</p>	<p>①通年 ・春夏冬休み</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>④通年</p> <p>⑤通年</p>
障害支援区分認定調査	<p>障害福祉サービスを利用するために本人の心身の状況を総合的に判断する認定調査を行います。</p>	<p>通年</p>
相談支援事業	<p>障害者やその家族から相談を受け、福祉サービスを受けるための手続き、様々な福祉サービスの情報提供や助言をします。サービス利用者に必要な支援を計画し、関係機関との調整、サービス開始後のモニタリングなどのケアマネジメント業務を行います。</p> <p>① 指定特定相談支援</p> <p>② 指定障害児相談支援</p> <p>[実施事業所：障害者支援センター]</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p>

## 7 地域生活支援（障害者自立生活支援）事業

障害のある方が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援するサービスの実施やサービスに関わる人材を養成します。

事業	内容	実施時期等
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業 (市受託)	市内に居住する聴覚障害者等の情報保障として、要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣の調整を行います。	通年
点字・声の広報等発行事業 (市受託)	市内に居住する視覚障害者等で希望される方へ、ボランティアグループと連携して、CDに録音した「広報みよし」「議会だより」「社協だより」や点訳した「図書館だより」などを郵送します。	通年
手話・点訳・要約筆記・朗読ボランティア養成事業 (市受託)	手話・点訳・朗読・要約筆記ボランティアを養成する講座を開催し、地域住民の暮らしを支える“支え手”を増やしていきます。 ① 手話奉仕員養成講座の開催 ② 点訳ボランティア養成講座の開催 ③ 朗読ボランティア養成講座の開催 ④ 要約筆記奉仕員養成講座の開催	①全37回 ②全10回 ③全5回 ④全8回

## 8 各種福祉サービス

高齢者や障害児者、産前産後世帯等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内容	実施時期等
福祉用具短期貸出	病気・ケガ・術後などにより一時的に歩行が困難になられた在宅生活を送っている方に、福祉用具（車イス）を短期間貸し出します。	通年
甲奴健康づくりセンター(ゆ)	高齢者の介護予防および市民の健康増進と交流を目的とした施設の入館受付やトレーニング	通年

げんき)の業務 運営 (市受託)	室、温水プール、浴室などの運営業務を行います。	
------------------------	-------------------------	--

## 9 三次市指定管理施設の管理運営

地域の福祉活動の拠点として多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる福祉・保健サービスの提供に努め、市民の福祉・健康づくり活動を円滑に推進します。住民に信頼され親しまれる施設として、7拠点11施設の福祉関係事業に取り組み、指定管理者として市と協議しながら管理運営を行います。

事業	内容	実施時期等
三次市指定管理施設の管理運営 (市受託)	① 吉舎保健センター ② みわ総合福祉センター ③ 作木老人福祉センター「せせらぎの里」及び作木老人デイサービスセンター ④ 布野保健福祉センター及び高齢者共同生活支援施設、布野運動公園 ⑤ 三次西健康づくりセンター ⑥ 特別養護老人ホーム「江水園」及び作木あんしんリビング ⑦ 三次市福祉保健センター	通年

## 10 福祉サービス苦情解決体制

介護サービスや福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、第三者委員や苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、利用者からの苦情等を受け付け解決していきます。また、本支所窓口「ふれあい箱」を設置し、市民の皆様からのご意見を受けやすい体制を整えるとともに、内容について職員に啓発を図り、市民の信頼を深める活動を行います。

事業	内容	実施時期等
福祉サービス 苦情処理	① 第三者委員と苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置	① 通年
	② 福祉サービス苦情処理連絡会議の開催	② 随時
	③ 苦情受付担当者研修会	③ 随時
	④ 「ふれあい箱」の設置	④ 通年

## 11 日本赤十字事業への協力

日本赤十字社の行う災害救護対策等の活動を支援し、三次市地区事務局活動に協力します。

事業	内容	実施時期等
日本赤十字事業	① 赤十字社員（会員）と活動資金（会費）募集	① 通年
	② 火災・風水害等による罹災世帯への災害救援品の配付	② 通年
	③ 各種災害等における義援金受付事務	③ 通年
	④ その他赤十字事業に関する講座・研修等の開催	④ 通年

## 12 共同募金事業への協力

地域福祉をすすめる共同募金運動に協力します。

事業	内容	実施時期等
共同募金事業	① 三次市共同募金委員会・分会の事務	① 通年
	② 高齢者福祉活動への配分	② 年間事業
	③ 障害児・者福祉活動への配分	③ 年間事業
	④ 児童・青少年福祉活動への配分	④ 年間事業
	⑤ 住民全般福祉活動への配分	⑤ 年間事業



このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取りあって、明るい社会を建設する姿」を表現しています。

社会福祉法人 **三次市社会福祉協議会**

〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1

代表電話 0824-63-8975

F A X 0824-62-6827

E-mail : [mycity@cc.wakwak.com](mailto:mycity@cc.wakwak.com)

<https://www.miyoshi-shakyo.com/>